

第1 立法措置①の憲法適合性

1. 公共の利害に関する虚偽の表現を散布することを一般的に禁止し、罰則を担保することとする法案2条1号、1条、25条の規定は、第1に、虚偽の表現の内容があまり不明確であるとともに、禁止行為に罰則が定められていないから憲法21条1項前段3条に反しない。第2に、表現の自由を尊重するものとして憲法21条1項に反しない。

2. また、「虚偽の事実と真実であるものとの区別が困難な表現」は、憲法21条1項により保障される。

(2) この虚偽表現は、同条が表現の自由を保障する趣旨には、思想・意見の表明は、個人の人格の形成発展に資する自己表現の自由であると認められており、虚偽の事実と虚偽の事実と真実を区別するに困難な表現である。思想・意見の表明と区別する点で自己表現の自由があることは否定せず、虚偽表現もその一としての表現の自由として憲法21条1項により保障される。

3. (1) 次に、法案6条1号25条は、表現の自由に対する制約となる。

(2) 法案6条は、「何れも、虚偽表現の散布をしてはならない」として、公共の利害に関する事項のうち一定の限定のもと、この表現を一律に禁止する。この立法は、表現の自由に事前規制を課し、表現の自由に到達する前に~~表現の自由~~を食い止めることで事前規制的な側面を有し、又、公共の利害の内容が不明確である。表現者は自己検閲として表現を抑制せざるを得ない。この結果は、表現の自由に制約を課する。法案の

(3) また、表現の自由の結果として、公共の利害の文言は、表現の自由の自己検閲による結果は生じない。生じないため、表現の自由の自己検閲による結果は生じない。

4. この~~虚偽の事実と真実を区別する~~文言の不明確性から、上記の制約の強度は、

問

(4) もとも、上記表現自由は、政治的意見の伝達で、重要だと認めらる。これ
を内容規制をしようとする条項に反して、

したが、重要自由であり、内容表現の自由で、選挙の政治的表現の自由を
保障しようとする条項も、第一に保障と見なす。

このように規制をしようとする。目的は、それによっても、手段は必要不可欠
な最小限度のものであると主張する。

また、目的は、選挙の公正維持にある。選挙は、国民の意思と国政の
反映のためのものであり、公正さが最も重要な要素である。特に、

最近、外国の選挙の不正行為が、選挙の公正さを脅かす。この不正行為は、選挙の
公正さを脅かす。この不正行為は、選挙の公正さを脅かす。

この不正行為は、選挙の公正さを脅かす。この不正行為は、選挙の公正さを脅かす。
この不正行為は、選挙の公正さを脅かす。この不正行為は、選挙の公正さを脅かす。

次に、手段として、法案9条に、特定虚偽表現の削除をしようとする。この削除
は、この削除によって、事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令

に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令
に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令

に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令
に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令

に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令
に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令

に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令
に基づく削除（9条）の可能性がある。事業者の主体的な削除の可能性と、審判官の命令

1

2

3

4

5

6

7

8

1

1

1

1

1

1

1

2